

神奈川県森林土木事業設計要領（治山・林道編）
第3編 積算編 新旧対照表

新

旧



神奈川県
環境農政局緑政部森林再生課



神奈川県
環境農政局緑政部森林再生課

神奈川県森林土木事業設計要領(林道編)
第3編 積算編

令和6年7月

神奈川県森林土木事業設計要領(林道編)
第3編 積算編

令和5年7月

神奈川県森林土木事業設計要領（治山・林道編）
第3編 積算編 新旧対照表

新	旧
<p>第一章 第1節 (略) 第2節 伐開・除根</p> <p>工事の中で行う場合の針葉樹の伐開及び広葉樹の伐開を直接工事費に積上げで計上する場合は、現地を充分調査するとともに、写真等によりその根拠を明らかにしておく。また、現場条件によって除根・枝条片づけ等を併せて計上することとする。</p> <p>1. 伐開(設計要領第1編第1章第3節1(3)支障木等の処理に関する取り扱いについてを参照)</p> <p>ア. 針葉樹の場合 胸高直径が6cmを超えるものについて、スギ、ヒノキ、マツ、その他の針葉樹に区分し、伐採本数×「森林整備設計単価表」の伐木除却費により算出<u>も</u>できる。</p> <p>イ. 広葉樹の場合 現場条件等によって伐採本数×「森林整備設計単価表」の伐木除却費により算出もできる。</p> <p>備考 1. 切土部の法肩付近に高木のある場合は、風によって倒れる恐れがあるので法肩から2.0m程度の範囲のものは伐採しておく。 2. 現場の状況により2.0m以上必要な場合はその必要範囲を見込むこと。 3. 自然景観を考慮する場合は、伐開の範囲を適宜調整すること。</p> <p>2. (略)</p> <p>第3節～第10節 (略)</p>	<p>第一章 第1節 (略) 第2節 伐開・除根</p> <p>工事の中で行う場合の針葉樹の伐開及び広葉樹の伐開を直接工事費に積上げで計上する場合は、現地を充分調査するとともに、写真等によりその根拠を明らかにしておく。また、現場条件によって除根・枝条片づけ等を併せて計上することとする。</p> <p>1. 伐開(追加)</p> <p>ア. 針葉樹の場合 胸高直径が6cmを超えるものについて、スギ、ヒノキ、マツ、その他の針葉樹に区分し、伐採本数×「森林整備設計単価表」の伐木除却費により算出<u>する</u>。</p> <p>イ. 広葉樹の場合 <u>原則として伐開面積×(「治山林道必携」第1編共通工 1-2-1 伐開・除根 伐開歩掛)により算出する。(※)(削除)</u> <u>ただし、(削除)現場条件等によって伐採本数×「森林整備設計単価表」の伐木除却費により算出もできる。</u> <u>(※)必携の歩掛で算出する場合、伐開面積は水平投影面積ではなく斜面積とする。(削除)</u></p> <p>備考 1. 切土部の法肩付近に高木のある場合は、風によって倒れる恐れがあるので法肩から2.0m程度の範囲のものは伐採しておく。 2. 現場の状況により2.0m以上必要な場合はその必要範囲を見込むこと。 3. 自然景観を考慮する場合は、伐開の範囲を適宜調整すること。</p> <p>2. (略)</p> <p>第3節～第10節 (略)</p>